

令和7年度和束町における障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針

令和7年9月1日策定

1 目 的

この方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」第9条の規定に基づき、和束町が障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を総合的かつ計画的に推進し、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者の自立促進に資することを目的とする。

2 基本的な考え方

本町における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本的な考え方については、次のとおりとする。

- (1) 全庁的に取り組むものとする。
- (2) 予算の適正な執行に留意しつつ、分野を限定することなく調達を推進するものとする。
- (3) 物品等の調達に当たっては、山城南圏域の障害者就労施設等を優先し、可能な限り府内の障害者就労施設等からの調達に努めるものとする。
- (4) 調達に関する他の施策等との調和を図るものとする。
- (5) 共同受注窓口を介した調達は、障害者就労施設等からの調達に準じて取り扱うものとする。

3 調達の方法

各部署が調達を円滑に進めることができるよう、保健福祉課は障害者就労施設等の提供可能な物品等の情報を各部署に提供する。

各部署はその情報に基づいて障害者就労施設等から直接調達する。

4 調達の目標額

令和7年度における調達目標額は、次のとおりとする。

	令和6年度 実績額	令和7年度 調達目標額
物品	0円	120,000円
役務	0円	10,000円
計	0円	130,000円

5 調達実績の概要の取りまとめ及び公表の方法等

本調達推進方針に基づく障害者就労施設等からの物品等の調達実績の概要については、翌年度の5月末までに取りまとめ、町ホームページ等により公表する。

6 その他

物品等の調達のほか、障害者就労施設等の役場敷地内での物品の販売や町及び関係団体等が実施するイベント等での販売スペースの確保など、販売機会の確保及び町民等へのPRの推進にも努めることとする。